

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養父市長

市町村名 (市町村コード)	養父市 (28222)
地域名 (地域内農業集落名)	中村 (中村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ○区域内における規模縮小などの意向のある農地が3.1haある。また、70歳以上の農地面積が5.4haあり、うち後継者不在の農地が4haとなっている。新たな農地の受け手の確保が必要。(地区外の規模拡大意向農家に依頼する) ○農会長を中心に、中村地域で耕作継続に努める ○生産する農産物が安いため、率先して農業に従事できない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>当地区は、水稻の作付けが中心であり、今後も継続する方針。 畑では、黒豆、八鹿浅黄、ニンニク、ネギを栽培している。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。</p>
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内農地の集積・集約化を目指し、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付けていく。 病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、農地中間管理機構を通じて担い手へ農地の貸付けを進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
区を挙げて、耕作のできなくなった農地は、農地バンクを通して貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
急傾斜法面の草刈りが困難 ・竹を用いて、小段の設置を行う ・竹を止める鉄心を共同購入する
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で若手就農者を育成するとともに、地域外から担い手の呼び込みを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策
金網柵の点検を区全体で年1回行い、定期点検は農会の関係者で行っている。
多面的機能支払交付金を活用しながら補修を行っている。
- ⑧農業用施設の維持
水路・農道の点検を年1回行い、多面的機能支払交付金を活用しながら補修を行っている。